

文献資料
紹介

〈第5回〉

林学協会集誌より

「屋久島杉」

山本 秀雄

林学協会集誌について

集誌の第六・七・八号三冊（明治十五年二月〜四月発行）に、「屋久島杉」の記事が掲載されている。そして六号二十五頁に片山恭平の「屋久島実地景状」であると但し書しているが、八号三十四頁の正誤欄に片山恭平は誤りで、高島得三が正しいと訂正されているから、筆者は高島得三という人になる。が、その方がどんな経歴をもつ方か今は調べがつかないので、後日をお知らせすることにして、今回は集誌の「屋久島杉」の全文を紹介したい。

屋久島原生林の保護・屋久杉伐採禁止・土埋木の島外搬出禁止運動の高まる中で、七千二百年を生きる縄文杉を頭に、大王杉・紀元杉など、世界最高年輪を誇っている屋久杉は果たしていくら位あるのか、また時代時代にどれ位があったものか、私など常に幼稚な疑問をもっているが、屋久杉の多くの文献か

らその概略は知り得ても、正確な数字を島の図の上に重ね合わせる事が出来ないでいる。その点この「林学協会集誌」は一つの新しい発見である。

集誌の見どころは、当時、屋久杉の立樹が二万五千九百三十三本と明確に示されていること、品質や価格面、平木の上納制度・米穀との換算（これ等は他資料と比較検討の要があるが）、それに昔時一戸当り毎年十五本の植栽制度があったことや、また「ノケ」（今の土埋木）の利用が明治十四年（一八八一）に始まったことなどが知られて興味深く、大変に勝れた価値ある資料といえよう。

屋久杉の立樹といっても年輪、大きさ、立地に留まらず、利用の価値判断など基準も定かでないが、当時本格的調査研究は手をつけられておらず、未知の世界に、俗に千年以上を屋久杉といった時代意識によったものとすれば……その調査方法はつきりしないのは残念である。三十三本という端数の出し方は任意抽出というより、人口国勢調査方式によるごくで面

白い。調査の目的は明治十四年という歴史的背景からして、明治十五年に始まった官有林直轄・鹿兒島山林事務所開設に備えた事前調査ではなかつたか、また実質新政府色をもつ管理体制づくり、どうもそんな気がする。

この集誌は十五年も前に慈恵会医大の黒田自作先生から第六

号が送られていたもので、七・八号がなかなか発見出来ないでいたところ、本年春早々に再び黒田先生から、漸く責任が果たせたと喜びの書面を添えて、一冊のコピーが寄せられた。筐底におくは黒田先生のご厚意を無にすること故、急ぎ本誌を煩わして喜びを分つ次第である。
黒田先生に厚くお礼を申し上げます。

「屋久島杉」

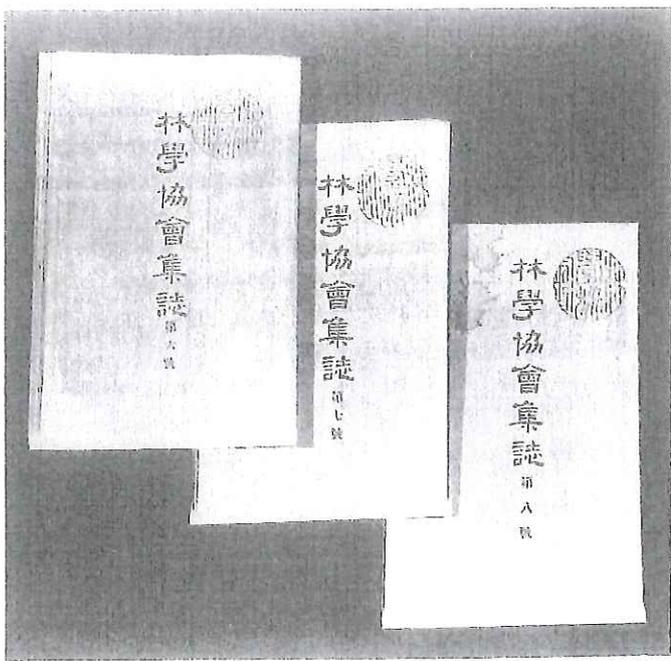
高島得三筆記

編者云ふ。鹿兒島県下、屋久島は、古来有名なる杉樹の産する所なり。近時、片山恭平氏の該島実地景状を書得たるを以て、之れを左に録す。

本島は周囲凡二十五里に及べども、全部高嶺重複し——総称して八重嶽と云ふ——其最高点を宮之浦嶽と称し、海面を抜くこと六千五百尺。毎年仲冬より雪を降し、翌春晩に到て始て消す。是、南海中稀に見る所の景況なり。村落は唯瀬海の地にのみ在りて、全戸数一千余、人口六千余なり。

杉の官林中に在るものは野生の種にて、其位置形状を概論せんに、島の東北面にては山に入るに一里余なれば、処々に朽古の断株あり。概ね径七、八尺に及ぶ。行くこと二里なれば断株漸く多く、又、現存の立木あり。然れども老古用ひ難きの材のみ。土人の説にも、往古とて野生の杉が海岸に迄ありしこととは思はれずと。島の西南面には、海岸より数丁の地にして既に巨大なる断株を見る所あり。立木も亦処々に存す。海岸より約三里以上山中に入れば、何れの地たりとも野生なきの所なし。皆衆木に起出して、現存の状甚見易し。遂に最高峯の他木を生ぜざる点に到る迄、能く老杉の亭立するを見る。但、全身灰白色をなし、枝皮共に存せざるもの多く、且、烈風の為め

(*)里 地上の距離を計る単位。一里約四キロメートル。
(*)尺 尺貫法の長さの単位。一尺十寸約三〇・三センチ。一寸十分、一分十厘。六尺一間。十尺一丈。
(*)瀬海 海へ、海岸、海浜。瀬の字の訓はほとり。みぎわの意。
(*)土人 その土地に生れ住む者、土着の人。



に十分の生長を遂ぐる能はずして、幹枝半ば蟠屈す。山腹以上の地、往々皆然り。溪間に在る者は之に反し、梢頭天を衝き、甚美観なる者あり。

簡単に之を言へば、島の内部は到る処杉なきの地なし。但、其大部分は老朽して用をなさず。去夏以来の調査書に拠れば、全島現在の立樹二万五千九百三十三本、此尺三十八万一千五十九本余、是、蓋し良木のみを算せしものなりと。

材品は板——幅一尺二寸、厚二寸五分、丈六尺五寸、之を五分板に挽割れば一間となる——淡黄色にして微紅を帯び、紋理盤回の状極めて細美なるを上品とす。今時、島中の諸港にて売買の価格、一枚金二円余なり。亦以て材質の美なるを知るに足れり。此品は昨年来松下げの倒れ木より取りたるものなり。若し老古の樹岩石の間に生じ、幹枝甚暢伸せず中心腐朽せざるものを撰び、斫伐して此板を取れば、更に一層の上品を得べし。又、直理の材にて柱目の美麗なるものも亦上品とすべし。然れども倒木の中には之を得ること難し。立残の樹にも甚だ稀なる所なり。板の幅、丈、前同一なれども材面紫黒色を帯るか、或は紋理の美ならざるものは価格次第に下り、金八拾銭前後に過ぎざるものあり。要するに、倒木より取りし板は原品の半ば朽腐せるが為に、上品の材を得る稀なり。維新前、島民の需要に供せし板は立樹より取りたりしが故に、其質皆美なりしと云ふ。又、山腹以上、烈風多き地に生ぜし樹は木理に割目ありて用をなさず。

人造の杉林は、村落の近傍処々に之れあり。一戸に付毎年十五本宛植込等の旧制ありて、今に至て之を行ふの地も

あり。但、其材品甚下等にて、木理疎濶、板となし難し。建築造船等に用ゆるもの、之を鹿兒島より輸致すれば久きに耐へる二倍なりと。以て本島の野生品と移植品と大差違あるを知るべし。

土質は花崗石を以て最も多しとす。西北の小部分には古期の泥石山あり。又、宮之浦村より栗生村に至る迄、山脚を環する岐台は泥砂の新層、前両質の上面を覆ふものなり。野生の杉は概ね花崗石地に生ず。然れども、杉の性、本質の地を嗜好せるが故に、野生如此多きには非るべきか。今回之に論及せず。

古来杉材採出の景況を聞くに、本島は元種子島某に属せしが、天正年間より島津氏の領所となりたりと云ふ。爾來、何れの比より創まりしか、毎年、島民へ米九百石を付与し、之に換ゆるに平木を以てす。其制米一斗を平木十五束と引換るなり——一束は五十枚にして、一枚の幅三寸、厚一分余、丈一尺六寸なり——。外に男子十五才より六十才迄、用夫と唱え、毎年小樽木五束宛て納めしむ——一束五十枚、一枚は幅二寸、厚七分、丈二尺二寸なり——。或は藩命に依り、大小平木と云ふを作り、十束を以て米一斗に換えし事あり。他に貢租を納むるの制なし。又、巖に材を他州に出すを禁じ、之を犯すものは斬に処し、島民も鹿兒島の外は他州に行くを禁ぜられしと。

平木を作るには木理の純直にして割き易きを要す。然るに、本島の樹は、概ね巖の間に生じ且老古なるを以て、木理多くは盤錯す。故に古来直理なるものを撰び取り、末年には大いに原品を得るに苦しみし事ありたりと。

(*)蟠屈 はんくつ。わかまり曲ること。

(*)山脚 山のすそ、ふもと、山麓。

(*)岐台 岐はくずれるさま、平でないさま、ななめ、さかの意。

(*)石 体積の単位。主として米や穀類をはかるに用い、一石=十斗=約一八〇リットル。

(*)斗 容量の単位。一斗=十升=約一八リットル。

(*)樽 山出しの板材。平安時代の現格では幅六寸、厚さ四寸、長さ十三尺。

(*)巖 きたつたよくなけわしいがけ。

(*)盤錯 曲りくねって入り組んでいること。

今日、林中に入り之を検するに、村落より約二里以内の地は唯朽腐せる断株のみにて、立樹を見る稀なり。而して六、七里の深山中にも、到る処、断株の多きを見る。試みに島民一年間採出の高を概算するに、平木十三万五千束なり。外に小樽木の若干束あり。若し二百年来維新前迄、此制を変ぜざりしとせば、採出の全額、実に驚くべきの多きに上れり。

爰に一の理論を以て断定す可らざるものあり。倒木の概数、則是なり。倒木は従来平木を取る際、木理の盤錯して用をなさざる部分を山中に捨て置きしものなり。故に幾何年となく地上に偃し、外面には寄生樹及び蘚苔を生ず。然れども、之を剥ぎ落せば、内部の脂気多き所猶古時の顔色を失わず、割て板となすべし。而して、今時は、木理の盤錯せるものを美材となす。故に往時の不用物は化して貴重品の品となれり。因て昨年より郡役所にて之を島民へ払下ぐる事となりたり——悉く皆にあらざり。若し二百年來伐採の高、極めて多ければ、倒木の数も亦多かるべく、樹心の幾年を経るも朽腐せざるを見れば、昔年の倒木も猶用ゆべし。且、公然之が採出を許されしは昨年に始まれり。

如此断論し来れば、倒木の用ゆべきもの甚だ多きが如し。然れども、實際大に然らざるものあり。元來老古の樹は中心の木理正直にして、外部の木理盤錯せるものあり。故に之を伐倒し、其中心のみを取て平木となし——中心と外部とは自然に分界有て甚だ分離し易し、且、外部は毎に中心より厚し——其外部を捨て置くものあり。之を方言「ノケ」——除の意——と呼ぶ。現今は此の「ノケ」より板を取るもの多し。又、大樹の根より七、八尺迄は木理盤錯す

れども、其上部は直理なるものあり。然るときは上部のみを伐り取り、下部は其儘に留残す。之よりも亦板を取るべし。然れども、此兩種、概ね虫入、或は朽腐せる故、割て良材となすべきもの甚稀なり。加之全身直理の樹は其老稚を論ぜず、悉く割て平木となすべき故、其留残せる倒木は古來伐木の多きに準ぜず。且、倒木の内より果して幾何分の良材を得べきや、是亦、推知す可らざるなり。

倒木払下げの事は昨年より創まりたるのみなれば、目下、未だ其弊害を見ざれども、向後年々の払下げをなせば、遂に回復すべからざるの事件を来さんを恐る。是、倒木の減少するに非ずして、立樹の盗伐せらるるなり。

聞く所に拠れば、従来、伐倒せし木を引割て板となすは勞費甚瑣小にして若干の利益を得べきも、若し立樹を伐倒すより板となし、之を船場に輸出する迄の費用を算すれば、損益決して相償わず。現に山中到处險悪の坂路のみにて、立樹の現存せる処迄は三里以上の路程あり。目今、板一枚の山出し運賃、近き所は金四十銭、遠きは金六十銭なり。故に官より之を伐出すは固より其利を見ず。島民とても定て立樹を盗伐するもの無るべしと云ふ。

予の鄙見は大に之れに反せり。今、試みに立樹より板を取るの概算をなさんに、樹の回り一丈なれば板二十枚——一丈ケ目（六尺五寸の文）十二枚、二丈ケ目八枚——一丈五尺回り 同五十五枚——一丈ケ目三十五枚、二丈ケ目二十枚（但、中心の空虚三分の一を除く）——二丈回り 同八拾枚——一丈ケ目五十枚、二丈ケ目三十枚（中心を除く、前に同じ）——を得べし。

此伐出入夫、板一枚に付き約一人とす——一人一日板四枚を作り得べし。故に一丈ケ目は伐倒小切等の入夫を込め一枚一人半、二丈ケ目一枚半人と見做す——一枚の価、現今平均壱円二拾銭となせば、山出賃金六拾銭を引き、残り金七拾銭を一人の手間賃并食料に当つべし。目今、島民は各自の畦圃より収むる芋粟等を以て食料の主体となすが故に、壮男は山に入り帰らざるも、其妻子は自ら其食を得て飢寒に泣くの憂なかるべく、自家の人を以て山に入れば、費用を省く事他人を傭役するが如くならず。且、立樹より板を取るは、倒木より之を取るに比すれば其費用多きに似て却て寡く、且、材品は毎に美良なりとす。然れば則ち、山路険且遠しと雖も、唯立樹を伐るの利を見て、未だ其損失を見ず。

之を如何ぞ、立樹の盗伐なきを保証すべけんや。

藩政、島民の他州に行くを禁ぜしも、良材を密売せんを恐れてなり。今日已に其制なし。況んや法を犯すの罪、断頭に至らざるをや、故に、倒木の払下げを許すは良材を盗伐するの謀をなすに異ならざるのみ。

島民が自由に採出すれば、其利益、前に記するが如くなれども、官より之を切出せば、損益相償わざるべし。故に若し伐出すべき事あるときは、是迄他州にて行いし伐木方法の如くせずして、之を島民に伐らしめ、官は唯之を監督し、其板の品位を検し、其時の相当相場を以て之を買上ぐべきのみ。然るときは官の損失なき、猶今日商人の島中に来て板を買い、之を他州に送致するが如くならん。

従来、米を以て平木に換ゆるの制に因て、島民生活の本質は単に杉にありしのみ。且、其制の維新の比迄存せし故

に、畦圃の全く開けざるの地多し。今日とても、一切杉材の払下げを禁ずれば、忽ち米を買ふの資を失ふに至らん。何となれば、本島は風害の多きが為めに、畦圃の收穫一年間を支ふるに足らざる事あり。且、松魚を獵して生計となすもの亦多けれども、其不獵なるに当りては、大に米を買ふに苦しむなり。故に、官、若し杉材を保存せんと欲して、他に費産の具を与へざれば、猶其入を欲して之が門を閉づるが如し。島民の粉擾を来すや必せり。

今回実視するに、全官林中最多の樹はヤマグルマ——方言口ウソクノキ——是なり。杉の如きは其間に点散すと云うも可なり。且、其樹は頗る大に七、八尺回りに至るあり。亦能く其地に適するを見るべし——此樹好て岩石多き薄瘠の地に生ず。官林地は総て花崗岩の磊塊たるものなり。故に此樹極て多し——。

此樹、皮を剥ぎ繻を製すれば、最良の品を得べきに——信州、濃州地方多く之を産出す——島民は夢想にだも之を製するを知らず。故に全山の樹、今に至りて斧斤の害を免れたり。且、繻を製するの法は頗る簡易にして、婦人小児と雖ども、ひとたび其法を聞けば則ち之を製するを得べし——皮を剥ぎ、水に浸し置きて、之を搗くのみ——。発売の価格は杉板に及ばざれども、亦、一資産となすに足れり（去秋、信州木曾にて一桶目方六貫目もの金七円五拾銭なりき）。

官、若し島民に諭すに製繻の便益を以てして、年々原品の払下げを許すときは、島民杉を恋うの念自ら絶え、良樹保存の道、随つて立つに至らん歟。

(*)原文のママ。ただしこの計算は合わない。

(*)繻 モチノキ・ヤマグルマなどの樹皮をつき砕き、繊維などを水で洗い落して製した粘り強いもの。鳥・ハエなどを捕えるに用いる。トリモチ。

(*)買 尺貫法の目方の基本単位。一貫は約三・七五キロ。